

五泉市特定創業支援事業のご案内

～創業をお考えの方、創業後間もない方へ～

五泉市では、地域に根ざした商業活動の活性化のために「創業支援等事業計画」を策定し、産業競争力強化法に基づき令和6年6月25日に国の認定を受けました。

1	特定創業支援事業とは								
	創業支援事業者（五泉商工会議所、村松商工会等）が、創業・起業を希望する方に継続的な支援を行い「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4つの知識を全て習得できるよう4回以上かつ、1か月以上にわたり継続的な支援を行う事業をいいます。								
	<table border="1"><tr><td>経営</td><td>経営全般、経営理念、経営戦略、事業計画策定等に関すること</td></tr><tr><td>財務</td><td>財務、会計、経理、税務、資金繰り、資金調達等に関すること</td></tr><tr><td>人材育成</td><td>従業員の雇用、人材確保、人事、労務管理、人材育成等に関すること</td></tr><tr><td>販路開拓</td><td>商品開発、マーケティング、販売促進、販路開拓等に関すること</td></tr></table>	経営	経営全般、経営理念、経営戦略、事業計画策定等に関すること	財務	財務、会計、経理、税務、資金繰り、資金調達等に関すること	人材育成	従業員の雇用、人材確保、人事、労務管理、人材育成等に関すること	販路開拓	商品開発、マーケティング、販売促進、販路開拓等に関すること
経営	経営全般、経営理念、経営戦略、事業計画策定等に関すること								
財務	財務、会計、経理、税務、資金繰り、資金調達等に関すること								
人材育成	従業員の雇用、人材確保、人事、労務管理、人材育成等に関すること								
販路開拓	商品開発、マーケティング、販売促進、販路開拓等に関すること								
2	特定創業支援事業等事業を受けるとこんなメリットが！								
	<p>① 会社設立時の登録免許税が軽減されます。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 株式会社の場合：資本金の0.7%が0.35%に軽減されます。 最低税額15万円が7.5万円に軽減されます。・ 合資会社の場合：資本金の0.7%が0.35%に軽減されます。 最低税額6万円が3万円に軽減されます。								
	<p>② 信用保証協会の創業関連保証の特例が受けられます。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 通常創業2か月前から対象となる商業関連保証の特例が事業開始6か月前から利用できるようになります。								
	<p>③ 日本政策金融公庫新規開業資金の貸付利率が引き下げになります。</p>								
	<p>④ 小規模事業者持続化補助金（創業枠）の限度額が50万円から200万円に引き上げられます。</p>								
3	メリットを受けるためには								
	上記のメリットを受けるためには、特定創業支援事業を受けたことについての証明が必要となります。 証明を受けたい方は五泉市商工観光課商工係までご相談ください。								

問い合わせ先

五泉市太田 1094-1 五泉市役所 商工観光課 商工係
電話 0250-43-3911 FAX0250-41-0006
メールアドレス syoukou@city.gosen.lg.jp